

「体験の機会のある場」の充実・拡大に関する協定

「体験の機会のある場」研究機構と環境省は、持続可能な社会の担い手育成の拠点となる「体験の機会のある場」の充実・拡大に向けて、調査研究や人材育成等に協働して取り組みます。

協定期間：協定締結の日から平成34年9月30日まで

「体験の機会のある場」研究機構は、子ども、大人、地域が集い、環境を考え社会を育む体験プログラムを開発するとともに、地域の推進役となる人材の育成に取り組みます。

環境省は、関係省庁や地方公共団体との連絡調整、積極的な広報活動、認定に係る地方公共団体への情報提供・助言等を行います。

平成29年10月26日

「体験の機会のある場」研究機構会長

石川典子

環境大臣

中川雅治

(詳細は別に定める。)